

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 木 村 文 広 様
今 治 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 澤 和 樹 様

今 治 市 監 査 委 員 木 原 盛 展
同 平 田 秀 夫

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年度の財政的援助団体等監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 財政的援助団体等監査

2 監査の対象 菊間夏まつり実行委員会（補助金）
〔地域振興部 地域政策局 地域振興課主管〕

公益社団法人 今治市シルバー人材センター（補助金）
〔健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課主管〕

愛媛県漁業協同組合今治支所など（補助金）
〔産業部 産業政策局 農林水産課主管〕

公益財団法人 河野育英会（出資団体）
公益財団法人 檜垣育英会（出資団体）
公益財団法人 加根又育英会（出資団体）
〔教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課主管〕

あさくらサマーフェスタ実行委員会（補助金）

やったるDAY実行委員会（補助金）

宗教法人 満願寺（補助金）

山之内部落（補助金）

宗教法人 綱敷天満神社（補助金）

〔教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課 主管〕

3 監査の期間 令和5年11月3日～令和6年1月29日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和4年度における財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果 次頁のとおり

菊間夏まつり実行委員会（補助金）

- 1 主管部局課
地域振興部 地域政策局 地域振興課

- 2 補助金の名称
市民協働型イベント事業費補助金

- 3 補助金の金額
1,250,000円

- 4 根拠法令等
今治市補助金交付規則、今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱

- 5 補助の目的
地域の活性化と活気ある町づくりのために、郷土の祭りを取り入れたイベントを行うことで賑わいを創出し、広く地域住民の交流を図ること。

- 6 監査結果
出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

公益社団法人 今治市シルバー人材センター（補助金）

- 1 主管部局課
健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課

- 2 補助金の名称
高年齢者就業機会確保事業費補助金

- 3 補助金の金額
9,200,000円

- 4 根拠法令等
今治市補助金交付規則、今治市高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱

- 5 補助の目的
高年齢退職者の就業の促進を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

- 6 監査結果
出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

愛媛県漁業協同組合今治支所など（補助金）

1 主管部局課

産業部 産業政策局 農林水産課

2 補助金の名称

① 水産業共同利用施設設置事業費補助金

② 水産資源保護事業費補助金

3 補助金の金額

① 2,640,000円 ② 8,467,000円

4 根拠法令等

（共通）今治市補助金交付規則

① 今治市水産業共同利用施設設置事業費補助金交付要綱

② 今治市水産資源保護事業費補助金交付要綱

5 補助の目的

① 水産業の振興を図り、漁業者の経済的向上を期すること。

② 水産基本法の基本理念である水産物の安定供給確保。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 水産業共同利用施設設置事業において、事業完了後の事務（実績報告書の受領、交付額の確定）を、補助事業者から工事業者等への事業費支払い前に行っている事例が見受けられたので、今後は、適正に事務執行されたい。（主管部局課）

公益財団法人 河野育英会（出資団体）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課

2 出資の金額

39,855,505円

3 出資の目的

当法人は、心身健全、学力優秀な学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学援護を行い、将来社会に貢献する人材を育成することを目的としており、奨学金の貸与等の事業を実施する当法人に基本財産として出資している。

4 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

公益財団法人 檜垣育英会（出資団体）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課

2 出資の金額

99,317,105円

3 出資の目的

当法人は、心身健全、学力優秀な学生及び生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学援護を行い、将来社会に貢献する人材を育成することを目的としており、奨学金の貸与等の事業を実施する当法人に基本財産として出資している。

4 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

公益財団法人 加根又育英会（出資団体）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課

2 出資の金額

99,711,889円

3 出資の目的

当法人は、心身健全、学力優秀な学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学援護を行い、将来社会に貢献する人材を育成することを目的としており、奨学金の貸与等の事業を実施する当法人に基本財産として出資している。

4 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

あさくらサマーフェスタ実行委員会（補助金）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

2 補助金の名称

市民協働型イベント事業費補助金

3 補助金の金額

800,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱

5 補助の目的

魅力ある地域の実現を目指して、郷土文化を取り入れたイベントやふれあいの場を提供することで市民間の交流を図り、広く住民や出身者のふるさと意識を高める。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

やったるDAY実行委員会（補助金）

- 1 主管部局課
教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課
- 2 補助金の名称
市民協働型イベント事業費補助金
- 3 補助金の金額
900,000円
- 4 根拠法令等
今治市補助金交付規則、今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱
- 5 補助の目的
帰省した出身者とともに、郷土の祭りを取り入れたイベントを行い地域の交流や世代間の交流を図ること。
- 6 監査結果
出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 イベント終了後に次年度以降のための物品を購入していたので、今後は適切な事務執行をされたい。（団体）

（意見）

- 1 イベント保険等に未加入であったので、不測の事態に対応するためにもイベント保険等への加入を検討されたい。（団体）

宗教法人 満願寺（補助金）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

2 補助金の名称

今治市指定文化財保存事業費補助金

※市指定文化財（有形文化財） 木造薬師如来立像

3 補助金の金額

2,328,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市指定文化財保存事業費補助金交付要綱、
今治市文化財保護条例、今治市文化財保護条例施行規則

5 補助の目的

文化財保護法若しくは愛媛県文化財保護条例に基づき指定された文化財で本市の区域内に存するもの又は今治市文化財保護条例に基づき指定された文化財の管理又は修理に要する経費の一部を、指定文化財の所有者、管理者、管理責任者及び管理団体に対して補助する。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 木造薬師如来立像を今治市外で修繕するため、現状変更及び区域外移転の許可申請書がそれぞれ補助事業者から提出されたが、教育委員会が作成した許可書には現状変更に対しての許可のみ記載され、区域外移転許可については明記してい

なかった。また、現状変更については終了報告の提出を求めていたが、補助事業者からの口頭での報告のみで対応していた。今後同様の事業が実施される場合は、適正に事務処理するようにされたい。(主管部局課)

山之内部落（補助金）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

2 補助金の名称

今治市指定文化財保存事業費補助金

※市指定文化財（有形文化財） 右馬允の五輪塔群

3 補助金の金額

206,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市指定文化財保存事業費補助金交付要綱、
今治市文化財保護条例、今治市文化財保護条例施行規則

5 補助の目的

文化財保護法若しくは愛媛県文化財保護条例に基づき指定された文化財で本市の区域内に存するもの又は今治市文化財保護条例に基づき指定された文化財の管理又は修理に要する経費の一部を、指定文化財の所有者、管理者、管理責任者及び管理団体に対して補助する。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

宗団法人 綱敷天満神社（補助金）

1 主管部局課

教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課

2 補助金の名称

今治市指定文化財保存事業費補助金

※国指定文化財（記念物） 名勝志島ヶ原

3 補助金の金額

95,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市指定文化財保存事業費補助金交付要綱、
文化財保護法、文化財保護法施行令

5 補助の目的

文化財保護法若しくは愛媛県文化財保護条例に基づき指定された文化財で本市の区域内に存するもの又は今治市文化財保護条例に基づき指定された文化財の管理又は修理に要する経費の一部を、指定文化財の所有者、管理者、管理責任者及び管理団体に対して補助する。

6 監査結果

出納その他の事務の執行について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

（指摘）

- 1 文化財（名勝）に存在する松が民地や道路にせり出して危険な状態であるため、教育委員会職員による現場確認を経たうえで対象松の伐採が補助事業により実施されたが、関係法令に基づく現状変更等の許可手続を本来書面で行うべきところ、

口頭で対応したのみであった。今後同様の事業が実施される場合は、適正に事務処理するようにされたい。(主管部局課)